

改訂13版 「逐条解説」 建設業法解説 正誤表

平素より小社出版物につきまして、格別のお引立てに預かり、誠にありがとうございます。
 本書につきまして、誤りがありましたので、深くお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

頁数	正	誤
九七頁下段 右から二行目	、第十二号及び第十三号	、第十一号及び第十二号
一四三頁下段 右から四行目	<p>第四条 法第十条第二号（法第十七条において準用する場合を含む。）の許可手数料は、その金額を五万円とし、許可申請書にこれに相当する額の収入印紙を貼って納めなければならない。</p>	<p>第四条 法第十条第二号（法第十七条において準用する場合を含む。）の許可手数料は、その金額を五万円とし、許可申請書にこれに相当する額の収入印紙をはって納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三条第一項の許可又は同条第三項の許可の更新の申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。</p>
二二二頁下段 左から五行目	、次に掲げるものとする。	、次に掲げる措置とする。
二二二頁下段 左から四行目	措置のうち次に掲げるもの	措置のうちイ又はロに掲げるもの
二四〇頁上段 右から七行目	特に必要があると認めるときは、	特に必要があると認められるときは、
二四〇頁上段 右から一四行目	の許可をした国土交通大臣又は	の許可を国土交通大臣又は
二九五頁上段 左から二二行目	<p>工事に従事する者が希望しない場合においては、 ⑤に掲げるもの</p>	<p>工事に従事する者が希望しない場合においては、 に掲げるもの</p>
三三七頁左から 一〇行目	違反者は第五十五条により	違反者は第四十九条により
三九九頁下段 左から二行目 一行目	持分会社	持株会社
四八四頁上段 表中段左から八 行目	第二十六条第五項の講習	第二十六条の五第二号

五〇七頁上段 右から一三行目	、第十二号及び第十三号	、第十一号及び第十二号
五三三頁下段 左から一行目	から第十四号まで	から第十三号まで
五三六頁 左から一行目	から第十四号まで	から第十三号まで
五四六頁下段 左から六行目	、第十二号及び第十三号	、第十一号及び第十二号